

地域体制強化共同支援加算の算定基準

令和6年3月１２日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

（算定基準）

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合

算定基準1.

特定相談支援事業所が「地域生活支援拠点」であることを求められます。

令和６年度報酬改定より、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」が追加されました。

算定基準2.

支援困難事例であることを求められます。

（報酬告示と留意事項の要約）

利用者（児童の場合は保護者）の同意を得て、福祉サービス等を提供する事業所のうちいずれか3者以上と共同して、会議により情報共有及び支援内容を検討して、在宅での療養または地域において生活する上で必要となる説明と指導等を行った上で、必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理して、協議会等に報告を行った場合

当該利用者1名につき月1回が限度。

※相談支援専門員1名に対して月1回ではありません。複数人に支援を行い、各々1回分の算定をすることは可能です。

算定基準3.

利用者（児童の場合は保護者）の同意があることを求められます。

算定基準4.

3者以上が参加する会議の開催を求められます。会議では情報共有と支援内容を検討します。

いずれか3者とは、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスを提供する事業者です。本人、家族などは含まれません。

算定基準5.

在宅での療養または地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施することを求められます。

算定基準6.

地域体制強化共同支援加算記録を作成して自立支援協議会に報告することを求められます。作成した記録は5年間保存します。

（留意点）

当該加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである 。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。

以上